

§ 健康保険等で禁煙治療を受けるには

禁煙指導を健康保険等で受けるには、健康保険等で禁煙治療が受けられる医療機関（当院は該当します）で受診し、次の**4つの条件**を満たす必要があります。

ニコチン依存症のスクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断された人

1日の喫煙本数×喫煙年数（ブリンクマン指数）が**200**以上の人
（例：1日20本×喫煙年数10年＝200）

ただちに禁煙することを希望する人

「禁煙治療のための標準手順書」にのっとり禁煙治療プログラムについて説明を受け、そのプログラムへの参加を文書で同意した人

上の条件を満たすと、保険適用となり負担が軽減されます。ただし、過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことのある方の場合、**前回の治療の初回診察日から1年経過しないうちは、自由診療となります**のでご注意ください。

この禁煙プログラムでは12週のうちに計5回通院し、禁煙が達成できるよう開始にあたっての指導から、禁煙によるイライラ感の相談、治療薬の使い方、継続にあたっての問題点などカウンセリングを中心とした医師の指導が順を追って行われます。